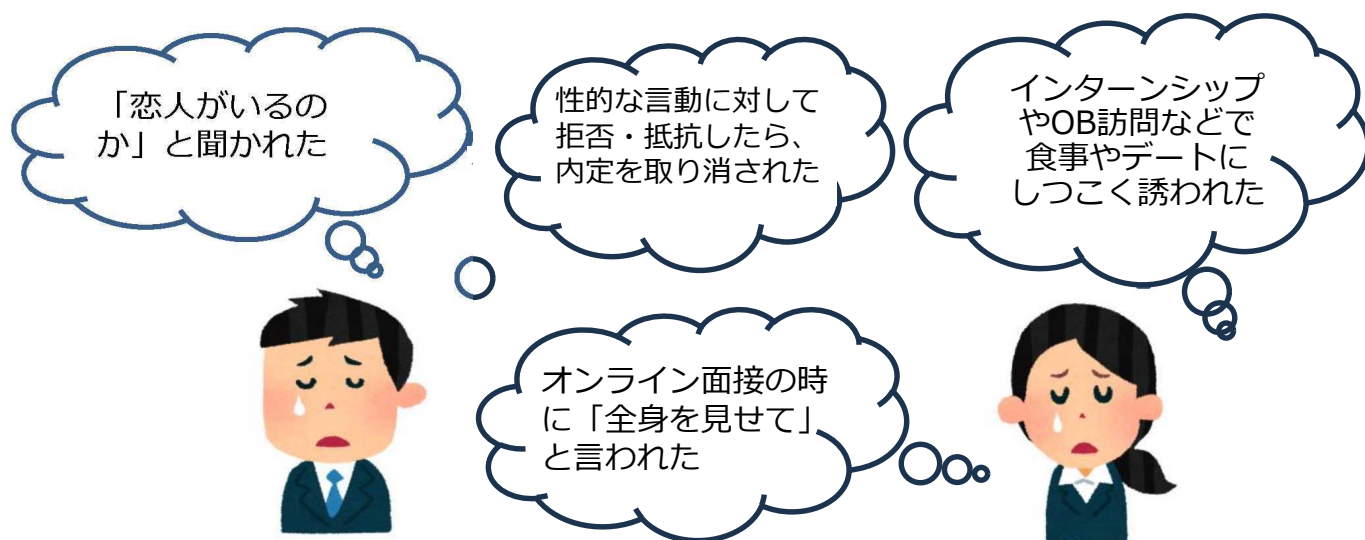


就職活動中の学生のみなさまへ

セクシュアルハラスメント等に関する悩みは奈良労働局が無料でサポートします！



このような場合は、お近くの総合労働相談コーナーへご相談ください

奈良労働局内 ☎ 0742-32-0202

奈良労働基準監督署内 ☎ 0742-85-6437

葛城労働基準監督署内 ☎ 0745-52-5891

桜井労働基準監督署内 ☎ 0744-42-6901

大淀労働基準監督署内 ☎ 0747-52-0261



各相談コーナーの所在地はこちら

就職活動中の学生やがインターンシップ生等に対するセクハラ対策が義務化されます（令和8年秋頃からの予定）

求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対してもセクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。事業主が講ずべき具体的な措置の内容や施行時期等は、今後、指針で示す予定です。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）